会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所 理事長 小 池 善 明

債務超過の上場廃止基準の見直し等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本年11月1日から施行します。 今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の拡大が、企業活動・企業業績に多大な影響を 与えていることに鑑み、債務超過に関する上場廃止基準を見直すなど、「株券上場廃止基準」 等の一部改正を行います。

併せて、上場会社の負担軽減を図るため、上場会社がコーポレートアクション等を行う場合の提出書類の見直しを行うなど、「有価証券上場規程」等の一部改正を行います。

I 改正概要

- 1. 債務超過に関する上場廃止基準等の見直し
 - (1) 改善に向けた計画の開示
 - ・上場会社が事業年度の末日に債務超過の状態となった場合は、その改善に向けた計画を当該事業年度の末日から 起算して3か月以内に開示するものとします。
- 者の会社情報の適時開 示等に関する規則第2 条第4項及び第5項

上場有価証券の発行

(2) 上場廃止基準の見直し

- ・上場会社が債務超過に関する上場廃止基準に抵触した場合であっても、以下のいずれかに該当するときは、上場 廃止を行わないものとします。
- ① 時価総額が1,000億円以上の場合(前(1)の 計画を適切に開示しているものに限る。)
- ② 法的整理、私的整理、地域経済活性化支援機構の再 生支援により債務超過でなくなることを計画している 場合

(3) 監理銘柄指定の取扱いの見直し

・上場会社が債務超過に関する上場廃止基準に該当するお それがあると本所が認める場合は、監理銘柄(確認中) に指定できるものとします。 ・株券上場廃止基準第 2条第1項第5号、同取 扱い1. (5) d及び同 1. (5) e

・監理銘柄及び整理銘 柄に関する規則第3条 第1号a (d)

2. その他

- (1) コーポレートアクション等を行う場合の提出書類の見直し
 - ・上場会社が、公募増資、第三者割当増資等により新株式を 発行する場合における有価証券上場申請書をはじめ、上 場会社が行うコーポレートアクション等に伴って提出を 求めていた書類の一部について、原則としてその提出を 不要とします。

・有価証券上場規程第 8条第3項及び第10 条第1項

- (2) 新規上場時の申請書類に虚偽があった場合の上場廃止 基準の見直し
 - ・上場会社が、新規上場申請及び上場審査において提出した書類に虚偽の記載があり、本来なら上場審査基準に適合していなかったことが明らかになった場合には、1か年以内に新規上場審査に準じた上場適格性の審査に適合しなければ、上場を廃止するものとします。

·株券上場廃止基準第 2条第1項第12号b

- (3)特設注意市場銘柄制度における審査事項の明確化
 - ・特設注意市場銘柄に指定された上場会社に係る「改善の 見込み」の審査においては、「再発防止に向けた改善計 画の進捗状況」を勘案することを明確化します。

・株券上場廃止基準の 取扱い1.(11)の2 b

- (4) J-IRISSへの情報登録の促進
 - ・企業行動規範の望まれる事項において、上場会社は、内部者取引等の未然防止に向けた体制整備のため、J-IRISS(日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいいます。)の利用に努める旨を規定します。

・企業行動規範に関す る規則第17条第2項

- (5) その他
 - ・その他所要の改正を行います。

·有価証券上場規程第 18条

Ⅱ. 施行日

- ・2020年11月1日から実施します。
- ・1. (1) 及び(2) に関しては、施行日以後に終了する事業年度の末日において、 債務超過となる会社から適用します。
- ・2.(2)に関しては、施行日以後に新規上場に係る申請を行う会社から適用します。

以上

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(1	<u> </u>	~
1.	有価証券上場規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・]	1
2.	株券上場審査基準の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ę	5
3.	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8	8
4.	企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 (С
5.	株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1	1
6.	株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5	5
7.	日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、 業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7	7
8.	制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8	3
9.	有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9	9
10.	株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2	2
11.	上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3	3
12.	上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6	6
13.	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表・・・・	3 (С
14.	企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8	3
15.	株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 (С
16.	監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8	3
17.	株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5]	1
18.	2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7	7

旧

(新規上場申請手続)

第3条 (略)

2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

$(1) \sim (4)$ (略)

(5) 上場申請日の属する事業年度の初日以 後に、自己株式取得決議(自己株式の取得に 係る会社法第156条第1項(同法第165 条第3項の規定により読み替えて適用する 場合を含む。)の規定による決議をいう。)、自 己株式処分等決議(自己株式の処分に係る会 社法第199条第1項の規定による決議(監 査等委員会設置会社にあっては、取締役の決 定を含み、指名委員会等設置会社にあって は、執行役の決定を含む。)又は会社法第74 9条第1項第2号、第758条第4号若しく は第768条第1項第2号に規定する金銭 等として自己株式を交付する場合における 会社法第795条第1項の規定による決議 (会社法第796条第1項又は第2項の規 定により当該決議を要しない場合にあって は、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交 換契約の内容についての取締役会決議(監査 等委員会設置会社にあっては、取締役の決定 を含み、指名委員会等設置会社にあっては、 執行役の決定を含む。)をいう。)又は自己株 式消却決議(自己株式の消却に係る会社法第 178条第2項の規定による決議(監査等委 員会設置会社にあっては、取締役の決定を含 み、指名委員会等設置会社にあっては、執行 役の決定を含む。)をいう。)を行った場合に は、その議事録の写し(会社法第319条第 1項又は第370条の規定により株主総会 又は取締役会の決議があったものとみなさ れる場合にあっては、当該場合に該当するこ (新規上場申請手続)

第3条 (略)

2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次 の各号に掲げる書類を添付するものとする。

$(1) \sim (4)$ (略)

(5) 上場申請日の属する事業年度の初日以 後に、自己株式取得決議(自己株式の取得に 係る会社法第156条第1項(同法第165 条第3項の規定により読み替えて適用する場 合を含む。)の規定による決議をいう。)、自己 株式処分等決議(自己株式の処分に係る会社 法第199条第1項の規定による決議(監査 等委員会設置会社にあっては、取締役の決定 を含み、指名委員会等設置会社にあっては、 執行役の決定を含む。)又は会社法第749条 第1項第2号、第758条第4号若しくは第 768条第1項第2号に規定する金銭等とし て自己株式を交付する場合における会社法第 795条第1項の規定による決議(会社法第 796条第1項又は第3項の規定により当該 決議を要しない場合にあっては、吸収合併契 約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容に ついての取締役会決議(監査等委員会設置会 社にあっては、取締役の決定を含み、指名委 員会等設置会社にあっては、執行役の決定を 含む。)をいう。)又は自己株式消却決議(自 己株式の消却に係る会社法第178条第2項 の規定による決議(監査等委員会設置会社に あっては、取締役の決定を含み、指名委員会 等設置会社にあっては、執行役の決定を含 む。)をいう。)を行った場合には、その議事 録の写し(会社法第319条第1項又は第3 70条の規定により株主総会又は取締役会の 決議があったものとみなされる場合にあって は、当該場合に該当することを証する書面を とを証する書面を含み、監査等委員会設置会 社にあっては、取締役の決定があったことを 証する書面を含み、指名委員会等設置会社に あっては、執行役の決定があったことを証す る書面を含む。)ただし、アンビシャスへの上 場を申請する新規上場申請者(以下「アンビ シャスへの新規上場申請者」という。)は、添 付を要しない。

$$(6) \sim (9)$$
 (略)

 $3 \sim 12$ (略)

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第6条の3 新規上場申請者が上場前に行う公 募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三 者割当等(募集株式(会社法第199条第1項 に規定する募集株式をいう。以下同じ。)の割当 ての方法のうち、株主割当て以外の方法をい う。)による募集株式の割当で等については、本 所が定める規則によるものとする。

(新株券等の上場申請手続)

第8条 (略)

- 2 (略)
- 3 上場会社は、新たに上場株券と同一の種類の 株券を発行する場合には、原則として、その発 行に先立ちその都度前項の有価証券上場申請 書を提出することにより、その上場を申請する ものとする。この場合における上場申請の取扱 いは本所が定める。ただし、第1項各号に規定 する事項が、上場有価証券の発行者の会社情報 の適時開示等に関する規則第2条の規定に基 づく会社情報の開示又は同規則第5条の規定 により本所に提出した書類に含まれている場 合は、当該開示又は提出をもってその上場を申

含み、監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。)ただし、アンビシャスへの上場を申請する新規上場申請者(以下「アンビシャスへの新規上場申請者」という。)は、添付を要しない。

$$(6) \sim (9)$$
 (略)

 $3 \sim 1 \ 2$ (略)

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第6条の3 新規上場申請者が上場前に行う公募 又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者 割当等(募集株式(会社法第199条第1項に 規定する募集株式をいう。以下同じ。)の割当て の方法のうち、日本証券業協会がグリーンシー ト銘柄として指定する株券に係る公募であって 当該証券業協会が定める規則により金融商品取 引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法 により行う場合の当該公募又は、株主割当て以外 の方法をいう。)による募集株式の割当等につい ては、本所が定める規則によるものとする。

(新株券等の上場申請手続)

第8条 (略)

- 2 (略)
- 3 上場会社は、新たに上場株券と同一の種類の 株券を発行する場合には、原則として、その発 行に先立ちその都度前項の有価証券上場申請書 を提出するものとする。この場合における上場 申請の取扱いは本所が定める。

請したものとみなす。

4 (略)

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第10条 第8条に規定する場合のほか、上場有 価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、 数量若しくは種類を変更しようとするとき又 は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ちその都度本所所 定の有価証券変更上場申請書を提出すること により、その変更等を申請するものとする。た だし、当該有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が、上場有価証券の発行者の会社情報の 適時開示等に関する規則第2条の規定に基づ く会社情報の開示又は同規則第5条の規定に より本所に提出した書類に含まれている場合 は、当該開示又は提出をもって当該変更等を申 請したものとみなす。

2 (略)

(申請によらない上場廃止)

第13条 (略)

- 2 上場会社は、株券上場廃止基準第3条の2第 1項<u>及び第2項</u>に規定する審査を申請すると きは、本所が定める金額の審査料を当該申請日 に納入するものとする。
- 3 (略)

(削る)

(電磁的記録による書類等の提出)

第18条 新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が本所の規則に基づき行うべき書類等の提出については、当該<u>書類等の内容を記録した</u>電磁的記録の提出によりこれを行う<u>ことが</u>できるものとする。ただし、本所が書面による

4 (略)

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第10条 第8条に規定する場合のほか、上場有 価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、 数量若しくは種類を変更しようとするとき又は 単元株式数を設定若しくは変更しようとすると きは、その変更等に先立ちその都度本所所定の 有価証券変更上場申請書を提出するものとす る。

2 (略)

(申請によらない上場廃止)

第13条 (略)

- 2 上場会社は、株券上場廃止基準第3条の2第 1項<u>又は第3条の3第1項</u>に規定する審査を申 請するときは、本所が定める金額の審査料を当 該申請日に納入するものとする。
- 3 (略)
- 4 本所は、第2項の審査のため必要と認めると きには、上場会社に対し参考となるべき報告又 は資料の提出その他当該審査に対する協力を求 めることができるものとする。

(法令に基づく電磁的記録の取扱い)

第18条 法令に基づき電磁的記録が作成されて いる場合においては、原則として、新規上場申 請者又は本所の上場有価証券の発行者が本所の 規則に基づき行うべき書類等の提出 (法令に基 づき作成すべき書類等の写しの提出を含む。以 提出が必要と認める書類等については、この限 りではない。

2 前項の規定に基づき電磁的記録を提出した場合における本所の規則の適用については、文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、本所の規則の適用においては、電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、当該電磁的記録に記録された事項は当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施 行する。
- 2 改正後の第8条及び第10条の規定は、この 改正規定施行の日以後の日に上場株券と同一の 種類の株券を発行又は上場有価証券の銘柄等の 変更を行う者から適用する。

下この条において同じ。)については、当該電磁的記録<u>又は当該電磁的記録に記録された内容を</u>記載した書面の提出によりこれを行うものとする。

2 前項の規定に基づき電磁的記録<u>又は電磁的記録に記録された内容を記載した書面</u>を提出した場合における本所の規則の適用については文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、本所の規則の適用においては、<u>法令に基づき作成された</u>電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、当該電磁的記録に記録された事項は当該文書に記録された事項と、それぞれみなすものとする。

旧

(上場審査基準)

第4条 (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に 定める会社が発行者である株券の上場を遅滞 なく申請するときは、前項の規定に基づく上場 審査については、原則として、同項第1号から 第7号まで及び第9条の2の規定を適用しな いものとする。ただし、当該各号に定める会社 が発行者である株券が上場時において株券上 場廃止基準第2条第1項第17号に規定する 「株主の権利内容及びその行使が不当に制限 されていると本所が認めた場合」並びに同条同 項第19号及び第20号に該当しないことと なる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する 株券が上場後最初に終了する事業年度の末日 までに株主数及び流通株式数に係る株券上場 廃止基準に該当しないこととなる見込みがあ ることを要するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が、人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとすることにより株券上場廃止基準第2条第1項第12号<u>aに定める上場契約の当事者でなくなることとなった場合</u>に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合に限る。)

当該他の会社(当該会社が発行者である株 券を当該人的分割に際して交付する場合に 限る。) (上場審査基準)

第4条 (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に 定める会社が発行者である株券の上場を遅滞な く申請するときは、前項の規定に基づく上場審 査については、原則として、同項第1号から第 7号までの規定を適用しないものとする。ただ し、当該各号に定める会社が発行者である株券 が上場時において株券上場廃止基準第2条第1 項第17号に規定する「株主の権利内容及びそ の行使が不当に制限されていると本所が認めた 場合」並びに同条同項第19号及び第20号に 該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当 該会社が発行する株券が上場後最初に終了する 事業年度の末日までに株主数及び流通株式数に 係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる 見込みがあることを要するものとする。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

(3) 上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が、人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとすることにより株券上場廃止基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合に限る。)

当該他の会社(当該会社が発行者である株 券を当該人的分割に際して交付する場合に限 る。) 3 (略)

(アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に 定める会社が発行者である株券の上場を遅滞 なく申請するときは、前項の規定に基づく上場 審査については、原則として、前項第1号から 第4号まで及び前項第5号の規定による第4 条第1項第9号の2の規定を適用しないもの とする。ただし、当該各号に定める会社が発行 者である株券が上場時において株券上場廃止 基準第2条第1項第17号に規定する「株主の 権利内容及びその行使が不当に制限されてい ると本所が認めた場合」並びに同条同項第19 号及び第20号に該当しないこととなる見込 みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年 度の末日までに株主数に係る株券上場廃止基 準に該当しないこととなる見込みがあること を要するものとする。

(1) · (2) (略)

(3) アンビシャスの上場会社が、人的分割 を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設 分割計画に基づき他の会社に上場契約を承 継させようとすることにより株券上場廃止 基準第2条の2第1項第3号の規定による 同基準第2条第1項第12号aに定める上 場契約の当事者でなくなることとなった場 合に該当して上場廃止となる場合(当該他の 会社がアンビシャスの上場会社の主要な事 業を承継するものと本所が認める場合(アン ビシャスの上場会社が当該行為を行うとと もに、上場会社(アンビシャスの上場会社を 除く。) が当該行為を行う場合にあっては、当 該行為後の当該他の会社についてアンビ シャスの上場会社が実質的な存続会社でな いと本所が認めるときを除く。)に限る。)

3 (略)

(アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に 定める会社が発行者である株券の上場を遅滞な く申請するときは、前項の規定に基づく上場審 査については、原則として、前項第1号から第 4号までの規定を適用しないものとする。ただ し、当該各号に定める会社が発行者である株券 が上場時において株券上場廃止基準第2条第1 項第17号に規定する「株主の権利内容及びそ の行使が不当に制限されていると本所が認めた 場合」並びに同条同項第19号及び第20号に 該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上 場後最初に終了する事業年度の末日までに株主 数に係る株券上場廃止基準に該当しないことと なる見込みがあることを要するものとする。

(1) · (2) (略)

(3) アンビシャスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとすることにより株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号の規定による同基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社がアンビシャスの上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合(アンビシャスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。)が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社についてアンビシャスの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。)に限る。)

付 則
この改正規定は、令和2年11月1日から施行
する。

新 旧 (会社情報の開示) (会社情報の開示) 第2条 (略) 第2条 (略) $2 \sim 3$ (略) $2 \sim 3$ (略) 4 上場会社がその事業年度の末日において債 (新設) 務超過の状態となった場合は、当該事業年度の 末日から起算して3か月以内(天災地変等、上 場会社の責めに帰すべからざる事由により、3 か月以内に開示することが困難であると本所 が認める場合は、この限りでない。) に、債務超 過を解消するための取組み及びその実施時期 <u>について記載した計画を開示しなければなら</u> ない。 5 上場会社は、前項に規定する計画を開示して (新設) から債務超過を解消するまでの間、各事業年度 若しくは各四半期累計期間又は各連結会計年 度若しくは各四半期連結累計期間に係る決算 の内容を第1項第3号の定めるところにより 開示するまでの間において、前項により提出し た計画の進捗状況について開示しなければな らない。 6 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当 4 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当 該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第 該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第 11項の規定に準じて開示を行うものとする。 6項の規定に準じて開示を行うものとする。 7 (略) (略) 5 8 (略) (略) 6 9 (略) (略) 7 (略) 10 (略) 8 9_ 11 (略) (略) 1 2 (略) 1 0 (略) (上場申請の手続) (上場申請の手続) 第6条 上場会社は、新たに株式を発行する場合 第6条 上場会社は、新たに株式を発行する場合

又は上場株式数(自己株式消却決議を行った場

合には、当該自己株式消却決議に係る自己株式

の数を控除する。以下同じ。)を変更する場合に

又は上場株式数(自己株式消却決議を行った場

合には、当該自己株式消却決議に係る自己株式

の数を控除する。以下同じ。)を変更する場合に

は、原則として、その発行又は変更に先立ちその都度上場申請の手続をとるものとする。<u>ただし、第2条の規定に基づく会社情報の開示又は第5条の規定により本所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもって</u>その上場を申請したものとみなす。

は、原則として、その発行又は変更に先立ちそ の都度上場申請の手続をとるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施 行する。
- 2 改正後の第2条第4項及び第5項の規定は、 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。) 以後の日を事業年度の末日とするものから適 用する。
- 3 改正後の第6条の規定は、施行日以後の日に 新たに株式を発行する又は上場株式数の変更 を行う者から適用する。

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新 旧 (MSCB等の発行に係る遵守事項) (MSCB等の発行に係る遵守事項) 第4条 (略) 第4条 (略) 2 (略) 2 (略) 3 適時開示規則第2条第8項第3号の規定は、 3 適時開示規則第2条第6項第3号の規定は、 前2項の規定を適用する場合について準用す 前2項の規定を適用する場合について準用す る。 る。 (内部者取引等の未然防止に向けた体制整備) (内部者取引等の未然防止に向けた体制整備) 第17条 (略) 第17条 (略) 2 上場会社は、前項に規定する体制の整備の一 (新設) 環として、J-IRISS(日本証券業協会が 運営する内部者登録・照合システムをいう。)へ の情報の登録を行うよう努めるものとする。 付 則 この改正規定は、令和2年11月1日から施行

する。

旧

(上場廃止基準)

第2条 上場銘柄 (アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。) が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合 (本所が定める場合を除く。) において、1 か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。 ただし、本所が定める場合はこの限りでない。

(5) の $2 \sim (11)$ の 2 (略)

(12) 上場契約違反等

次のa又はbに掲げる場合において、当該 a又はbに該当すると本所が認めた場合

a 上場会社が上場契約に関する重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の 2又は第11条の4第3項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合 (上場廃止基準)

第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。 以下この条において同じ。)が次の各号のいずれ かに該当する場合は、その上場を廃止するもの とする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合に おいて、1か年以内に債務超過の状態でなく ならなかったとき。ただし、当該上場会社が 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手 続、産業競争力強化法(平成25年法律第9 8号。以下「産競法」という。) 第2条第16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく 事業再生(当該手続が実施された場合におけ る産競法第52条に規定する特例の適用を受 ける特定調停手続による場合を含む。)又は私 的整理に関するガイドライン研究会による 「私的整理に関するガイドライン」に基づく 整理を行うことにより、当該1か年を経過し た日から1か年以内に債務超過の状態でなく なることを計画している場合(本所が適当と 認める場合に限る。)には、債務超過の状態と なってから2か年以内に債務超過の状態でな くならなかったとき。

(5) の2~ (11) の2 (略)

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を 行った場合、有価証券上場規程第3条の2又 は第11条の4第3項の規定により提出した 宣誓書において宣誓した事項について重大な 違反を行った場合又は上場契約の当事者でな くなることとなった場合 b 上場会社が新規上場の申請に係る宣誓 書(有価証券上場規程第3条の2の規定に より提出した宣誓書をいう。ただし、株券 上場審査基準第4条第2項又は同基準第 6条第2項の規定の適用を受けて当該申 請を行った者が提出した宣誓書を除く。) において宣誓した事項について違反を行 い(前aの場合を除く。)、新規上場に係る 基準に適合していなかったと本所が認め た場合(本所が定める基準に適合しないか どうかの審査を本所が不要と認めた場合 を除く。) において、当該上場会社が本所が 定める基準に適合しないとき。

 $(13) \sim (20)$ (略)

(略)

(上場廃止に係る審査の申請等)

- 条の2第3号の規定による場合を含む。)に定め る本所が適当と認める再建計画であるかどうか 及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申 請に基づき行うものとする。この場合において、 当該申請は、本所が定めるところによるものと し、当該申請が行われなかった場合は、第2条 第1項第7号前段に該当したものとみなす。
- 2 本所は、第2条第1号第9号(第2条の2第 3号の規定による場合を含む。)に定める株券 上場審査基準に準じて本所が定める基準に適 合しないかどうかの審査については、上場会社 からの申請に基づき行うものとする。この場合 において、当該申請は、本所が定めるところに よるものとし、当該申請が行われなかった場合 (当該申請が行われないことが明らかな場合 を含む。)は、第2条第1項第9号に該当したも のとみなす。
- 3 本所は、第2条第1項第12号b (第2条の 2第3号の規定による場合を含む。) に定める 本所が定める基準に適合するかどうかの審査

 $(13) \sim (20)$ (略)

2 (略)

(再建計画等の審査に係る申請)

- 第3条の2 本所は、第2条第1項第7号(第2|第3条の2 本所は、第2条第1項第7号(第2 条の2第3号において読み替える場合を含む。) に定める本所が適当と認める再建計画であるか どうか及び上場時価総額の審査は、上場会社か らの申請に基づき行うものとする。この場合に おいて、当該申請は、本所が定めるところによ るものとする。
 - | 2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条 第1項第7号前段に該当したものとみなす。

(新設)

については、上場会社からの申請に基づき行う ものとし、当該申請が行われなかった場合(当 該申請が行われないことが明らかな場合を含 む。)は、第2条第1項第12号bに該当したも のとみなす。

- 4 第2項の申請を行う場合は、当該上場会社 は、幹事会員が作成した本所所定の「確認書」 を提出するものとする。
- 5 本所は、第1項から第3項までの審査のため 必要と認めるときには、上場会社に対し参考と なるべき報告又は資料の提出その他当該審査 に対する協力を求めることができるものとす る。

(削る)

(本所への協力義務)

第3条の3 上場会社は、本所が当該上場会社の 発行する上場株券の上場廃止に係る該当性の 判断に必要と認めて、財務諸表等又は四半期財 務諸表等の監査証明等を行う公認会計士(当該 公認会計士であった者を含む。次項において同 じ。)に対して事情説明等を求める場合には、こ れに協力するものとする。

2 上場会社は、前項の規定により本所が当該公

(新設)

(新設)

(不適当な合併等の審査に係る申請)

- 第3条の3 本所は、第2条第1項第9号(第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。)に定める株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところにより行うものとする。
- 2 前項の申請が行われなかった場合(当該申請 が行われないことが明らかな場合を含む。)は、 第2条第1項第9号に該当したものとみなす。
- 3 第1項の申請を行う場合は、当該上場会社は、 幹事会員が作成した本所所定の「確認書」を提 出するものとする。

(新設)

認会計士に対して事情説明等を求めるため、本 所が請求した場合には、当該公認会計士が事情 説明等に応じることについて同意する旨の書 面を速やかに提出しなければならない。

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

- あって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等 について改善の必要性が高いと認めるときは、 当該上場会社が発行者である上場株券を特設 注意市場銘柄に指定することができる。
 - (1) 上場会社が第2条第1項第9号の2、 第12号a (有価証券上場規程第3条の2の 規定により提出した宣誓書において宣誓し た事項について重大な違反を行った場合を 除く。)、第19号又は第20号(第2条の2 第1項第3号による場合を含む。) に該当す るおそれがあると本所が認めた後、当該各号 に該当しないと本所が認めた場合

 $(2) \sim (5)$

 $2 \sim 8$ (略)

什 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施 行する。
- 2 改正後の第2条第1項第5号の規定は、この 改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以 後の日を事業年度の末日とするものから適用 する。
- 3 改正後の第2条第1項第12号b、第3条の 2第3項及び第3条の5第1項第1号の規定 は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適 用する。

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

- 第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合で│第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合で あって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等 について改善の必要性が高いと認めるときは、 当該上場会社が発行者である上場株券を特設注 意市場銘柄に指定することができる。
 - (1) 上場会社が第2条第1項第9号の2、 第12号、第19号又は第20号(第2条の 2第1項第3号による場合を含む。)に該当す るおそれがあると本所が認めた後、当該各号 に該当しないと本所が認めた場合

 $(2) \sim (5)$

 $2 \sim 8$ (略)

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する 株券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新

(株券上場廃止基準の特例)

第2条 被支援会社である上場会社が発行する 株券についての株券上場廃止基準第2条第1項 各号及び第2条の2第1項各号の規定の適用に ついては、同基準第2条第1項第5号(第2条 の2第1項第3号において読み替える場合を含 む。)を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合 (本所が定める場合を除く。)において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)にあっては、債務超過の状態でなくならなかった場合であって、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、本所が定める場合はこの限りでない。

旧

(株券上場廃止基準の特例)

第2条 被支援会社である上場会社が発行する株 券についての株券上場廃止基準第2条第1項各 号及び第2条の2第1項各号の規定の適用については、同基準第2条第1項第5号(第2条の 2第1項第3号において読み替える場合を含む。)を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日に債務超過 の状態である場合において、1年以内に債務 超過の状態でなくならなかったとき(当該上 場会社が、地域経済活性化支援機構による再 生支援決定に基づく事業の再生を行うことに より、当該1年を経過した日から1年以内(当 該期間が地域経済活性化支援機構による再生 支援決定を公表した日から5年以内に開始す る事業年度(当該再生支援決定を公表した日 から5年が経過する前に、地域経済活性化支 援機構による当該再生支援決定に係る全ての 業務の完了日が到来するときは、当該完了日 の属する事業年度とする。以下この号におい て同じ。)の末日以前に終了するときに限る。) に債務超過の状態でなくなることを計画して いる場合(本所が適当と認める場合に限る。) にあっては、1年以内に債務超過の状態でな くならなかったときで、かつ、地域経済活性 化支援機構による当該上場会社の債務に係る 買取決定等が行われないことが確認できたと き。)。ただし、当該上場会社が次のaからd までのいずれかに掲げる事項を行うことによ り、当該1年を経過した日から1年以内(d) に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期 間が地域経済活性化支援機構による再生支援 決定を公表した日から5年以内に開始する事 (削る)

(削る)

(削る)

(削る)

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行 し、この改正規定の施行の日以後の日を事業年度 の末日とするものから適用する。 業年度の末日以前に終了するときに限る。)に 債務超過の状態でなくなることを計画してい る場合(本所が適当と認める場合に限る。)に は、債務超過の状態となってから2年以内に 債務超過の状態でなくならなかったとき。

- <u>a</u> <u>法律の規定に基づく再生手続又は更生手</u> <u>続</u>
- b 産競法第2条第16項に規定する特定認 証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手 続が実施された場合における産競法第52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停 手続による場合も含む。)
- <u>c</u> 私的整理に関するガイドライン研究会に よる「私的整理に関するガイドライン」に 基づく整理
- <u>d</u> <u>地域経済活性化支援機構による再生支援</u> 決定に基づく事業の再生

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、 業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新

(変更上場申請)

第8条 投資信託委託会社は、投資信託の受益証券の名称を変更するときは、本所所定の有価証券変更上場申請書を提出することにより、その変更を申請するものとする。ただし、有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が、第6条の規定に基づく情報の開示又は第7条の規定により本所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもって当該変更を申請したものとみなす。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行 し、この改正規定施行の日以後に名称の変更を行 う者から適用する。 旧

(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続)

第8条 投資信託委託会社は、投資信託約款の信 託金の限度額を変更する場合には、当該変更後 において増加することとなる受益権の口数につ いて、本所が定めるところにより、投資信託約 款の変更に先立ちその都度上場申請の手続きを とるものとする。

(制度信用銘柄の選定基準)

- 第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、 既に制度信用銘柄に選定されているものを除 きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。
 - $(1) \sim (3)$ (削除)
 - (4) その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態(株券上場廃止基準の取扱い1.(5) a に定める状態(株券上場廃止基準の取扱い1.(5) e の(a) 及び(b) を除く)をいう。以下同じ。)である銘柄以外の銘柄であるとき。
 - $(5) \sim (9)$ (略)

 $2 \sim 8$ (略)

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

旧

(制度信用銘柄の選定基準)

- 第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、 既に制度信用銘柄に選定されているものを除き これを制度信用銘柄に選定するものとする。
 - $(1) \sim (3)$ (削除)
 - (4) その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態(株券上場廃止基準の取扱い1.
 - (5) a に定める状態をいう。以下同じ。)である銘柄以外の銘柄であるとき。

 $(5) \sim (9)$ (略)

 $2 \sim 8$ (略)

13. 第8条(新株券等の上場申請)第3項関係

上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、あらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株券の数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株券の数について、一括して上場申請を行うものとし、本所は、当該上場申請に係る株券を、その発行数を確認する前においても、上場することができる。

14.の2 第9条の3 (新株予約権証券の上場) 関係

 $(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 第1項第3号bに規定する債務超過の 取扱いは、a及びbに定めるところによる。
 - a 第1項第3号bに規定する債務超過と は、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対 照表(比較情報(財務諸表等規則第6条、 連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する 規則(平成19年内閣府令第63号)(以下 「四半期財務諸表等規則」という。)第4条 の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及 び作成方法に関する規則(平成19年内閣 府令第64号)(以下「四半期連結財務諸表 規則」という。)第5条の3、中間財務諸表 等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和52年大蔵省令第38号)第3条の 2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び 作成方法に関する規則(平成11年大蔵省 令第24号)第4条の2に規定する比較情 報をいう。以下同じ。)を除く。以下この|

旧

13. 第8条(新株券等の上場申請)第3項関係

上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株券の数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株券の数について、一括して上場申請を行うものとし、本所は、当該上場申請に係る株券を、その発行数を確認する前においても、上場することができる。

14.の2 第9条の3 (新株予約権証券の上場) 関係

 $(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 第1項第3号bに規定する債務超過の 取扱いは、a及びbに定めるところによる。
 - a 第1項第3号bに規定する債務超過と は、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対 照表(比較情報(財務諸表等規則第6条、 連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する 規則(平成19年内閣府令第63号)(以下 「四半期財務諸表等規則」という。)第4条 の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及 び作成方法に関する規則(平成19年内閣 府令第64号)(以下「四半期連結財務諸表 規則」という。)第5条の3、中間財務諸表 等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和52年大蔵省令第38号)第3条の 2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び 作成方法に関する規則(平成11年大蔵省 令第24号)第4条の2に規定する比較情 報をいう。以下同じ。)を除く。以下この(4)

(4) において同じ。) に基づいて算定され る純資産の額(連結財務諸表規則又は四半 期連結財務諸表規則の規定により作成さ れた連結貸借対照表又は四半期連結貸借 対照表の純資産の部の合計額に、連結財務 諸表規則第45条の2第1項又は四半期 連結財務諸表規則第60条第1項に規定 する準備金等を加えて得た額から、当該純 資産の部に掲記される非支配株主持分を 控除して得た額をいう。以下この(4)に おいて同じ。)が負である場合をいい、上場 会社が連結財務諸表を作成すべき会社で ない場合は貸借対照表又は四半期貸借対 照表(比較情報を除く。以下この(4)に おいて同じ。) に基づいて算定される純資 産の額(財務諸表等規則又は四半期財務諸 表等規則の規定により作成された貸借対 照表又は四半期貸借対照表の純資産の部 の合計額に、財務諸表等規則第54条の3 第1項又は四半期財務諸表等規則第53 条第1項に規定する準備金等を加えて得 た額をいう。以下この(4)において同じ。) が負である場合をいう。ただし、上場会社 がIFRS任意適用会社である場合又は 連結財務諸表規則第94条若しくは同規 則第95条の規定の適用を受ける場合は、 当該連結貸借対照表又は当該四半期連結 貸借対照表に基づいて算定される純資産 の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべ き会社でない場合は当該貸借対照表又は 当該四半期貸借対照表に基づいて算定さ れる純資産の額) に相当する額(会計基準 の差異による影響額(本所が必要と認める ものに限る。)を除外した額をいう。)が負 である場合をいう。

b (略)

(5) • (6) (略)

において同じ。)に基づいて算定される純資 産の額(連結財務諸表規則又は四半期連結 財務諸表規則の規定により作成された連結 貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純 資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第 45条の2第1項又は四半期連結財務諸表 規則第60条第1項に規定する準備金等を 加えて得た額から、当該純資産の部に掲記 される新株予約権及び非支配株主持分を控 除して得た額をいう。以下この(4)にお いて同じ。)が負である場合をいい、上場会 社が連結財務諸表を作成すべき会社でない 場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表 (比較情報を除く。以下この(4)におい て同じ。)に基づいて算定される純資産の額 (財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規 則の規定により作成された貸借対照表又は 四半期貸借対照表の純資産の部の合計額 に、財務諸表等規則第54条の3第1項又 は四半期財務諸表等規則第53条第1項に 規定する準備金等を加えて得た額から、当 該純資産の部に掲記される新株予約権を控 除して得た額をいう。以下この(4)にお いて同じ。)が負である場合をいう。ただし、 上場会社がIFRS任意適用会社である場 合又は連結財務諸表規則第94条若しくは 同規則第95条の規定の適用を受ける場合 は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連 結貸借対照表に基づいて算定される純資産 の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべ き会社でない場合は当該貸借対照表又は当 該四半期貸借対照表に基づいて算定される 純資産の額) に相当する額(会計基準の差 異による影響額(本所が必要と認めるもの に限る。)を除外した額をいう。)が負であ る場合をいう。

b (略)

(5) (6) (略)

- 15. 第10条(上場有価証券の変更上場申請 手続)関係
 - (1) 本所は、上場会社が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行っている場合で、当該自己株式消却決議に基づき消却された株式数についての当該上場会社からの通知を受け本所が確認したときには、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場の手続を行うものとする。

(2) (略)

19. 第13条(申請によらない上場廃止)関係

第2項に規定する「本所が定める金額」は、 株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定す る審査を行う場合にあっては50万円、<u>同第2</u> 項に規定する審査を行う場合にあっては10 0万円とし、消費税及び地方消費税を加算して 納入するものとする。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

- 15. 第10条(上場有価証券の変更上場申請 手続)関係
 - (1) 本所は、上場会社が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行っている場合で、当該自己株式消却決議に基づき消却された株式数及び所有する自己株式数についての当該上場会社からの通知を受け本所が確認したときには、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場の手続を行うものとする。
 - (2) (略)
- 19. 第13条(申請によらない上場廃止)関係

第2項に規定する「本所が定める金額」は、 株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する 審査を行う場合にあっては50万円、<u>同基準第</u> 3条の3第1項に規定する審査を行う場合に あっては100万円とし、消費税及び地方消費 税を加算して納入するものとする。

- 2. 第4条(上場審査基準)第1項関係
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 純資産の額
 - a (略)
 - b 前 a (a) に規定する直前四半期会計期 間の末日における「純資産の額」とは、四 半期連結貸借対照表に基づいて算定され る純資産の額(四半期連結財務諸表の用 語、様式及び作成方法に関する規則(平成 19年内閣府令第64号))の規定により 作成された四半期連結貸借対照表の純資 産の部の合計額に、同規則第60条第1項 に規定する準備金等を加えて得た額から、 当該純資産の部に掲記される非支配株主 持分を控除して得た額をいう。以下この (5) において同じ。) をいうものとする。 ただし、新規上場申請者がIFRS任意適 用会社(上場有価証券の発行者の会社情報 の適時開示等に関する規則第2条第1項 第4号に規定するIFRS任意適用会社 をいう。以下同じ。)である場合又は同規則第 94条の規定の適用を受ける場合若しくは同 規則第95条において準用する連結財務諸表 規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四 半期連結貸借対照表に基づいて算定される純 資産の額に相当する額をいうものとする。

 $c \sim j$ (略)

(6) ~ (11) (略)

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

旧

- 2. 第4条(上場審査基準)第1項関係
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 純資産の額
 - a (略)
 - b 前 a (a) に規定する直前四半期会計期 間の末日における「純資産の額」とは、四 半期連結貸借対照表に基づいて算定される 純資産の額(四半期連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則(平成19 年内閣府令第64号))の規定により作成さ れた四半期連結貸借対照表の純資産の部の 合計額に、同規則第60条第1項に規定す る準備金等を加えて得た額から、当該純資 産の部に掲記される新株予約権及び非支配 株主持分を控除して得た額をいう。以下こ の(5)において同じ。)をいうものとする。 ただし、新規上場申請者がIFRS任意適 用会社(上場有価証券の発行者の会社情報 の適時開示等に関する規則第2条第1項第 4号に規定する I F R S 任意適用会社をい う。以下同じ。)である場合又は同規則第94 条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則 第95条において準用する連結財務諸表規則 第95条の規定の適用を受ける場合は、四半期 連結貸借対照表に基づいて算定される純資産 の額に相当する額をいうものとする。

 $c \sim j$ (略)

(6) ~ (11) (略)

(上場前の株式等の移動の状況に関する記載)

第15条 新規上場申請者は、特別利害関係者等 (開示府令第1条第31号に規定する特別利害 関係者等をいう。以下同じ。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、特定取引所金融商品市場(法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)に上場している場合は、この限りでない。

(第三者割当等による募集株式の割当てに関する 規制)

- 第17条 新規上場申請者が、上場申請日の直前 事業年度の末日の1年前の日以後において、第 三者割当等による募集株式の割当てを行ってい る場合には、当該新規上場申請者は、割当てを 受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡 時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の 本所への報告並びに当該<u>書類</u>及び報告内容の公 衆縦覧その他の本所が必要と認める事項につい て確約を行うものとし、当該<u>書類</u>を本所が定め るところにより提出するものとする。
- 2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく<u>書類</u> の提出を行わないときは、本所は上場申請の不 受理又は受理の取消しの措置をとるものとす る。

(所有に関する規制)

第18条 (略)

旧

(上場前の株式等の移動の状況に関する記載)

第15条 新規上場申請者は、第6条第3項第1 号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上 場申請者の人的関係会社及び資本的関係会社 並びにこれらの役員(以下「特別利害関係者等」 という。)が、上場申請日の直前事業年度の末 日の2年前の日から上場日の前日までの期間 において、新規上場申請者の発行する株式又は 新株予約権の譲受け又は譲渡(新株予約権の行 使を含む。以下「株式等の移動」という。)を 行っている場合には、当該株式等の移動の状況 を本所が適当と認める書類に記載するものと する。ただし、新規上場申請者の発行する株式 が、日本証券業協会が指定するグリーンシート 銘柄である場合は、この限りでない。

(第三者割当等による募集株式の割当てに関す る規制)

- 第17条 新規上場申請者が、上場申請日の直前 事業年度の末日の1年前の日以後において、第 三者割当等による募集株式の割当てを行って いる場合には、当該新規上場申請者は、割当て を受けた者との間で、書面により募集株式の継 続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に 係る照会時の本所への報告並びに当該書面及 び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と 認める事項について確約を行うものとし、当該 書面を本所が定めるところにより提出するも のとする。
- 2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく<u>書面</u> の提出を行わないときは、本所は上場申請の不 受理又は受理の取消しの措置をとるものとす る。

(所有に関する規制)

第18条 (略)

2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集 株式の割当てを受けた者が第17条第1項に規 定する確約に定める期間内において当該募集株 式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載 した書類を本所に提出するものとし、当該書類 を本所が公衆の縦覧に供することに同意するも のとする。

3 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の所有 に関する規制)

第20条 新規上場申請者が、その役員又は従業 員その他の本所が定める者であって、かつ、本 所が適当と認めるもの(以下「役員又は従業員 等」という。) に報酬として割り当てた新株予約 権(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前 の日以後に割り当てられたものに限る。)であっ て、新規上場申請者と割当てを受けた役員又は 従業員等との間で第17条第1項に規定する事 項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)を 内容とする確約を行っており、かつ、本所が定 めるところにより本所が必要と認める書類が本 所に提出されている新株予約権(当該確約が行 われている部分に限る。) については、第18条 第1項本文の規定を準用する。この場合におい て、第18条第1項中「第三者割当等による募 集株式の割当てを受けた者」とあるのは「第2 0条の規定の適用を受ける新株予約権を新規上 場申請者から割り当てられた役員又は従業員 等」と、「第17条第1項」とあるのは「第20 条」と、「所有を現に行っていない場合」とある のは「所有を現に行っていない場合(本所が適 当と認める場合を除く。)」と読み替えるものと する。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使 等により取得した株式等に関する規制)

2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集 株式の割当てを受けた者が第17条第1項に 規定する確約に定める期間内において当該募 集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を 記載した書面を本所に提出するものとし、当該 書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意 するものとする。

3 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の所 有に関する規制)

第20条 新規上場申請者が、その役員又は従業 員その他の本所が定める者であって、かつ、本 所が適当と認めるもの(以下「役員又は従業員 等」という。) に報酬として割り当てた新株予約 権(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前 の日以後に割り当てられたものに限る。) で あって、新規上場申請者と割当てを受けた役員 又は従業員等との間で書面により第17条第 1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係 る部分を除く。) を内容とする確約を行ってお り、かつ、本所が定めるところにより本所が必 要と認める書面が本所に提出されている新株 予約権(当該確約が行われている部分に限る。) については、第18条第1項本文の規定を準用 する。この場合において、第18条第1項中「第 三者割当等による募集株式の割当てを受けた 者」とあるのは「第20条の規定の適用を受け る新株予約権を新規上場申請者から割り当て られた役員又は従業員等」と、「第17条第1項 又は前条第1項」とあるのは「第20条」と、 「所有を現に行っていない場合」とあるのは 「所有を現に行っていない場合(本所が適当と 認める場合を除く。)」と読み替えるものとす る。

(ストックオプションとしての新株予約権の行 使等により取得した株式等に関する規制)

第20条の2 新規上場申請者が、上場申請日の | 第20条の2 新規上場申請者が、上場申請日の

直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の 前日までの期間において前条に規定する新株予 約権の行使又は転換(その発行する新株予約権 を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を 交付することをいう。)による株式又は新株予約 権の交付(上場申請日の直前事業年度の末日の 1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に 係るものに限る。)を行っている場合には、当該 上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該 株式又は新株予約権につき、第17条第1項に 規定する事項について確約を行うものとし、当 該<u>書類</u>を本所が定めるところにより提出するも のとする。

2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく<u>書類</u> の提出を行わないときは、本所は上場申請の不 受理又は受理の取消しの措置をとるものとす る。

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況 に関する記載)

第20条の4 新規上場申請者は、上場申請日の 直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の 前日までの期間において、第三者割当等による 募集株式又は新株予約権の割当て(以下「第三 者割当等による募集株式等の割当て」という。) を行っている場合には、当該第三者割当等によ る募集株式等の割当ての状況を本所が適当と認 める書類に記載するものとする。ただし、新規 上場申請者の発行する株券が、特定取引所金融 商品市場に上場している場合は、この限りでな い。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行 し、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う 者から適用する。 直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換(その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。)による株式又は新株予約権の交付(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。)を行っている場合には、当該上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、書面により第17条第1項に規定する事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく<u>書面</u> の提出を行わないときは、本所は上場申請の不 受理又は受理の取消しの措置をとるものとす る。

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載)

第20条の4 新規上場申請者は、上場申請日の 直前事業年度の末日の2年前の日から上場日 の前日までの期間において、第三者割当等によ る募集株式又は新株予約権の割当て(以下「第 三者割当等による募集株式等の割当て」とい う。)を行っている場合には、当該第三者割当等 による募集株式等の割当ての状況を本所が適 当と認める書類に記載するものとする。ただ し、新規上場申請者の発行する株券が、日本証 券業協会が指定するグリーンシート銘柄であ る場合は、この限りでない。

(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制の取扱い)

第15条 (略)

- 2 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 割当てを受けた者は、割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
 - (3) 新規上場申請者は、割当てを受けた者が割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した<u>書類</u>を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本所に提出すること。

(4) • (5) (略)

(6) 割当てを受けた者は、上場前公募等規則第17条第1項に規定する<u>書類</u>に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) (略)

3 (略)

(所有に関する規制の取扱い)

旧

(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制の取扱い)

第15条 (略)

- 2 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 割当てを受けた者は、割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に<u>書面により</u>通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
 - (3) 新規上場申請者は、割当てを受けた者が割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した晝面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本所に提出すること。

(4) • (5) (略)

(6) 割当てを受けた者は、上場前公募等規 則第17条第1項に規定する<u>書面</u>に記載す る本項各号に掲げる内容及び割当株式又は 取得株式等の譲渡を行った場合にはその内 容が、公衆縦覧に供されることに同意するこ と。

(7) (略)

3 (略)

(所有に関する規制の取扱い)

第16条 (略)

2 上場前公募等規則第18条第2項に規定する<u>書類</u>は、当該第三者割当等による割当株式又 は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われ た場合には上場申請日に、上場申請日以後に行 われた場合には譲渡後直ちに、本所に提出する ものとする。

3 · 4 (略)

(第三者割当等による新株予約権の割当て等に 関する規制の取扱い)

第18条 (略)

2 第15条第2項の規定は、上場前公募等規則 第19条において準用する同第17条第1項 に規定する「募集新株予約権の継続所有、譲渡 時及び本所からの当該所有状況に係る照会時 の本所への報告並びに当該書類及び報告内容 の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」 について準用する。この場合において、第15 条第2項第1号中「割当てを受けた株式(以下 「割当株式」という。)」とあるのは「割当てを 受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」 という。)」と、「割当株式に係る払込期日又は払 込期間の最終日」とあるのは「割当新株予約権 の割当日」と、「割当株式について株式分割、株 式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の 種類の株式等への転換(株式については会社が その発行する株式を取得するのと引換えに他 の株式又は新株予約権を交付すること、新株予 約権については会社がその発行する新株予約 権を取得するのと引換えに株式又は他の新株 予約権を交付することをいう。以下同じ。)が行 われたときには、当該株式分割、株式無償割当 て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式 等への転換により取得した株式又は新株予約 権(以下「取得株式等」という。)」とあるのは 「割当新株予約権について他の種類の株式等 への転換(株式については会社がその発行する

第16条 (略)

2 上場前公募等規則第18条第2項に規定する<u>書面</u>は、当該第三者割当等による割当株式又 は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われ た場合には上場申請日に、上場申請日以後に行 われた場合には譲渡後直ちに、本所に提出する ものとする。

3 • 4 (略)

(第三者割当等による新株予約権の割当て等に 関する規制の取扱い)

第18条 (略)

2 第15条第2項の規定は、上場前公募等規則 第19条において準用する同第17条第1項 に規定する「募集新株予約権の継続所有、譲渡 時及び本所からの当該所有状況に係る照会時 の本所への報告並びに当該書面及び報告内容 の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」 について準用する。この場合において、第15 条第3項第1号中「割当てを受けた株式(以下 「割当株式」という。)」とあるのは「割当てを 受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」 という。)」と、「割当株式に係る払込期日又は払 込期間の最終日」とあるのは「割当新株予約権 の割当日」と、「割当株式について株式分割、株 式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の 種類の株式等への転換(株式については会社が その発行する株式を取得するのと引換えに他 の株式又は新株予約権を交付すること、新株予 約権については会社がその発行する新株予約 権を取得するのと引換えに株式又他の新株予 約権を交付することをいう。以下同じ。) が行わ れたときには、当該株式分割、株式無償割当て、 新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等 への転換により取得した株式又は新株予約権 (以下「取得株式等」という。)」とあるのは「割 当新株予約権について他の種類の株式等への 転換(株式については会社がその発行する株式 株式を取得するのと引換えに他の株式又は新 株予約権を交付すること、新株予約権について は会社がその発行する新株予約権を取得する のと引換えに株式又は他の新株予約権を交付 することをいう。以下同じ。)又は行使が行われ たときには、当該転換又は行使により取得した 株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株 式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当 て等により取得した株式又は新株予約権(以下 「取得株式等」という。)」と読み替えるものと する。

 $3 \sim 7$ (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の所 有に関する規制の取扱い)

第19条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 上場前公募等規則第20条に規定する「本所 が必要と認める<u>書類</u>」とは、次の各号に掲げる <u>書類</u>をいうものとする。
 - (1) 上場前公募等規則第20条に規定する 確約を証する書類
 - (2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に 取得させる目的で新株予約権を割り当てる ものであることその他その割当てに関する 事項を記載した取締役会の決議(監査等委員 会設置会社にあっては、取締役の決定を含 み、指名委員会等設置会社にあっては、執行 役の決定を含む。)の内容を証する書類
 - (3) 新規上場申請者と新規上場申請者から 新株予約権の割当てを受けた役員又は従業 員等との間において、当該役員又は従業員等 が原則として当該新株予約権を譲渡しない 旨の契約を締結していること又は当該新株 予約権の譲渡につき制限を行っていること を証する書類

5 • 6 (略)

を取得するのと引換えに他の株式又は新株予 約権を交付すること、新株予約権については会 社がその発行する新株予約権を取得するのと 引換えに株式又は他の新株予約権を交付する ことをいう。以下同じ。)又は行使が行われたと きには、当該転換又は行使により取得した株式 及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分 割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等 により取得した株式又は新株予約権(以下「取 得株式等」という。)」と読み替えるものとする。

 $3 \sim 7$ (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の所 有に関する規制の取扱い)

第19条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 上場前公募等規則第20条に規定する「本所 が必要と認める<u>書面</u>」とは、次の各号に掲げる <u>書面</u>をいうものとする。
 - (1) 上場前公募等規則第20条に規定する 確約を証する書面
 - (2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に 取得させる目的で新株予約権を割り当てる ものであることその他その割当てに関する 事項を記載した取締役会の決議(監査等委員 会設置会社にあっては、取締役の決定を含 み、指名委員会等設置会社にあっては、執行 役の決定を含む。)の内容を証する<u>書面</u>
 - (3) 新規上場申請者と新規上場申請者から 新株予約権の割当てを受けた役員又は従業 員等との間において、当該役員又は従業員等 が原則として当該新株予約権を譲渡しない 旨の契約を締結していること又は当該新株 予約権の譲渡につき制限を行っていること を証する書面

5 • 6 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の行 使等により取得した株式等に関する規制の取扱 い)

第19条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第 20条の2第1項の規定により提出する<u>書類</u> に次の各号に掲げる<u>書類</u>を添付するものとす る。
 - (1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及 びその割当てに関する取締役会の決議(監査 等委員会設置会社にあっては、取締役の決定 を含み、指名委員会等設置会社にあっては、 執行役の決定を含む。次号において同じ。)の 内容を証する書類
 - (2) 新規上場申請者と前号の決議により新 株予約権の割当てを受ける者との新株予約 権の割当に関する契約内容を証する書類

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行 し、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う 者から適用する。 (ストックオプションとしての新株予約権の行 使等により取得した株式等に関する規制の取扱 い)

第19条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第 20条の2第1項の規定により提出する<u>書面</u> に次の各号に掲げる<u>書面</u>を添付するものとす る。
 - (1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。次号において同じ。)の内容を証する書面
 - (2) 新規上場申請者と前号の決議により新 株予約権の割当てを受ける者との新株予約 権の割当に関する契約内容を証する書面

2.の2 第2条(投資単位の引下げに関する開 示)第7項関係

第7項に規定する最近の投資単位として本所 が定める価格とは、直前事業年度の末日以前1 年間における本所の売買立会における当該上場 株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第9 条の規定により気配表示された最終気配値段を 含むものとし、その日に約定値段(呼値に関す る規則第9条の規定により気配表示された気配 値段を含む。)がない場合には、本所がその都度 定める価格とする。以下、2. の2において同 じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平 均と、直前事業年度の末日における本所の売買 立会における当該上場株券の最終価格をもとに 算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか 低い価格をいう。

2.の3 第2条(財務会計基準機構への加入状況 等に関する開示) 第9項関係

第9項ただし書に規定する本所が定める場合 とは、上場会社が第2条第3号の規定に基づき 事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容を 開示する際に、公益財団法人財務会計基準機構 の会員マークを表示している場合をいう。

係

第10項に規定する「本所が定める支配株主 等に関する事項」とは、次の(1)から(6) までに定める事項をいうものとする。

 $(1) \sim (6)$

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の 提出)関係

(1) · (2) (略)

旧

2.の2 第2条(投資単位の引下げに関する開 示)第5項関係

第5項に規定する最近の投資単位として本 所が定める価格とは、直前事業年度の末日以前 1年間における本所の売買立会における当該 上場株券の日々の最終価格(呼値に関する規則 第9条の規定により気配表示された最終気配 値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値 に関する規則第9条の規定により気配表示さ れた気配値段を含む。)がない場合には、本所が その都度定める価格とする。以下、2.の2に おいて同じ。)をもとに算出した1単位当たり の価格の平均と、直前事業年度の末日における 本所の売買立会における当該上場株券の最終 価格をもとに算出した1単位当たりの価格の うち、いずれか低い価格をいう。

2.の3 第2条(財務会計基準機構への加入状 況等に関する開示) 第7項関係

第7項ただし書に規定する本所が定める場 合とは、上場会社が第2条第3号の規定に基づ き事業年度又は連結会計年度に係る決算の内 容を開示する際に、公益財団法人財務会計基準 機構の会員マークを表示している場合をいう。

2. の4 第2条(会社情報の開示)第10項関 2. の4 第2条(会社情報の開示)第8項関係

第8項に規定する「本所が定める支配株主等 に関する事項」とは、次の(1)から(6)ま でに定める事項をいうものとする。

 $(1) \sim (6)$

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類 の提出)関係

 $(1) \cdot (2)$ (略)

- (3) 第1項に規定する書類の提出は、次の aからnまでに掲げる事項について決議又は 決定を行った場合に、当該aからnまでに定 めるところにより行うものとする。
 - a 第2条第1項第1号aに掲げる事項 次の(a)から(f)までに掲げる書類。 ただし、電子開示手続(法第27条の30 の2に規定する電子開示手続をいう。以下 同じ。)により有価証券届出書及び訂正届出 書を内閣総理大臣等に対し提出した場合に は、(c)に掲げる書類の提出を要しないも のとする。
 - (a) (略)
 - (b) 削除

(c)~(f) (略)

- b 第2条第1項第1号bに掲げる事項 次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、電子開示手続により発行登録書及び 訂正発行登録書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)の<u>イ</u>に掲げる書類の 提出を要しないものとし、電子開示手続により発行登録追補書類を内閣総理大臣等に 対し提出した場合には、(a)の<u>ロ</u>に掲げる 書類の提出を要しないものとする。
 - (a) 発行登録に関する次の書類 (削る)

<u>イ</u> (略)

口 (略)

<u>ハ</u> (略)

<u>二</u> (略)

(b) (略)

c (略)

c の 2 第 2 条第 1 項第 1 号 d の 2 に掲げる 事項

株券無償割当ての決議又は決定を行った

- (3) 第1項に規定する書類の提出は、次の aからnまでに掲げる事項について決議又 は決定を行った場合に、当該aからnまでに 定めるところにより行うものとする。
 - a 第2条第1項第1号aに掲げる事項 次の(a)から(f)までに掲げる書類。 ただし、電子開示手続(法第27条の30 の2に規定する電子開示手続をいう。以下 同じ。)により有価証券届出書及び訂正届 出書を内閣総理大臣等に対し提出した場 合には、(c)に掲げる書類の提出を要しな いものとする。
 - (a) (略)
 - (b) 有価証券届出効力発生通知書の写 し

交付後直ちに

(c)~(f) (略)

- b 第2条第1項第1号bに掲げる事項 次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、電子開示手続により発行登録書及び訂正発行登録書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)の口に掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手続により発行登録追補書類を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)の八に掲げる書類の提出を要しないものとする。
 - (a) 発行登録に関する次の書類
 - イ 発行登録効力発生通知書の写し

交付後直ちに

口 (略)

ハ (略)

二 (略)

ホ (略)

(b) (略)

c (略)

c の 2 第 2 条第 1 項第 1 号 d の 2 に掲げ る事項

株券無償割当ての決議又は決定を行っ

場合は、次の(a) に掲げる書類、新株予 約権無償割当ての決議又は決定を行った場 合は次の(a) <u>及び(b)</u>に掲げる書類 (a) (略)

(削る)

(b) (略)

c の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 d の 3 に掲げる 事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 発行登録に関する次のイ<u>及び口</u>に 掲げる書類

(削る)

<u>イ</u> (略)

口 (略)

(b) (略)

d・dの2 (略)

d の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 2 に掲げる 事項

次の(a)から<u>(e)</u>までに掲げる書類。 この場合において、上場会社は、(a)、(b) <u>及び</u>(d)に掲げる書類を本所が公衆の縦 覧に供することに同意するものとする。

 $(a) \sim (d)$ (略)

(e) 他の会社と株式交換を行う場合(非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条<u>第2項</u>の規定の適用を受けるときを除く。)

当事会社以外の者であって、企業価値 又は株価の評価に係る専門的知識及び 経験を有するものが、当該株式交換に係 る<u>株式交換比率</u>に関する見解を記載し た書面 た場合は、次の(a) に掲げる書類、新株 予約権無償割当ての決議又は決定を行っ た場合は次の(a) <u>から(c) まで</u>に掲げ る書類

(a) (略)

(b) 有価証券届出効力発生通知書の写 し

受領後直ちに

(c) (略)

c の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 d の 3 に掲げ る事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類

- (a) 発行登録に関する次のイ<u>からハま</u>でに掲げる書類
- <u>イ</u> 発行登録効力発生通知書の写し 受領後直ちに

口 (略)

<u>ハ</u> (略)

(b) (略)

d・dの2 (略)

d の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 2 に掲げ る事項

次の(a)から<u>(f)</u>までに掲げる書類。 この場合において、上場会社は、(a)、 (b)<u>、(d)及び(f)</u>に掲げる書類を本 所が公衆の縦覧に供することに同意する ものとする。

 $(a) \sim (d)$ (略)

(e) 他の会社と株式交換を行う場合(非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条<u>第3項</u>の規定の適用を受けるときを除く。)

当事会社以外の者であって、企業価値 又は株価の評価に係る専門的知識及び 経験を有するものが、当該株式交換に係 る<u>株式比率</u>に関する見解を記載した書 面 作成後直ちに

(削る)

dの4 第2条第1項第1号fの3に掲げる 事項

次の(a)から<u>(c)</u>までに掲げる書類。 この場合において、上場会社は、(a)に掲 げる書類を本所が公衆の縦覧に供すること に同意するものとする。

(a) ~ (c) (略)

(削る)

 e 第2条第1項第1号gに掲げる事項 次の(a)から(e)までに掲げる書類。
 この場合において、上場会社は、(a)、(b)
 及び(d)に掲げる書類を本所が公衆の縦 覧に供することに同意するものとする。

(a) ~ (d) (略)

(e) 他の会社と合併する場合(上場会

作成後直ちに

(f) 他の会社の完全子会社となる株式 交換を行う場合(当該他の会社(非上場 会社である場合に限る。)又は当該他の 会社の親会社(非上場会社である場合に 限る。)の株券について株券上場審査基 準第4条第2項又は第6条第2項に係 る上場申請が行われるときに限る。)又 は非上場会社を完全子会社とする株式 交換を行う場合

非上場会社の事業の概況、事業の状況 及び設備の状況等を記載した本所所定 の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく

d の 4 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 3 に掲げ る事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。 この場合において、上場会社は、(a)及び(d)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- $(a) \sim (c)$ (略)
- (d) 非上場会社と共同して株式移転を 行う場合(新設会社の株券について株券 上場審査基準第4条第2項又は第6条 第2項に係る上場申請が行われるとき に限る。)

非上場会社の事業の概況、事業の状況 及び設備の状況等を記載した本所所定 の「非上場会社の概要書」

取締役会決議後遅滞なく

- e 第2条第1項第1号gに掲げる事項 次の(a)から<u>(f)</u>までに掲げる書類。 この場合において、上場会社は、(a)、 (b)<u>、(d)及び(f)</u>に掲げる書類を本 所が公衆の縦覧に供することに同意する ものとする。
 - (a) ~ (d) (略)
 - (e) 他の会社と合併する場合(上場会

社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条<u>第</u>2項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。)

合併当事会社以外の者であって、企業 価値又は株価の評価に係る専門的知識 及び経験を有するものが、当該合併に係 る合併比率に関する見解を記載した書 面

作成後直ちに

(削る)

e の 2 第 2 条第 1 項第 1 号 g の 2 に掲げる 事項

次の(a)から<u>(f)</u>までに掲げる書類。 この場合において、上場会社は、(a)、(b) 及び(d)に掲げる書類を本所が公衆の縦 覧に供することに同意するものとする。

(a)~(d) (略)

(削る)

(e) (略)

(f) 非上場会社と吸収分割を行う場合 又は非上場会社と共同して新設分割を 社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条<u>第</u>3項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。)

合併当事会社以外の者であって、企業 価値又は株価の評価に係る専門的知識 及び経験を有するものが、当該合併に係 る合併比率に関する見解を記載した書 面

作成後直ちに

(f) 他の会社と合併する場合であって 上場会社が当該合併により解散すると き(新設会社である非上場会社若しくは 存続会社である非上場会社又は存続会 社の親会社である非上場会社の株券に ついて株券上場審査基準第4条第2項 又は第6条第2項に係る上場申請が行 われるときに限る。)又は非上場会社を 吸収合併する場合

非上場会社の事業の概況、事業の状況 及び設備の状況等を記載した本所所定 の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく

e の 2 第 2 条第 1 項第 1 号 g の 2 に掲げ る事項

次の(a)から<u>(g)</u>までに掲げる書類。 この場合において、上場会社は、(a)、 (b)<u>、(d)及び(e)</u>に掲げる書類を本 所が公衆の縦覧に供することに同意する ものとする。

 $(a) \sim (d)$ (略)

(e) 分割により承継される事業及び相 手会社等について記載した本所所定の 「会社分割概要書」

決議又は決定後遅滞なく

(f) (略)

(g) 非上場会社と吸収分割を行う場合 又は非上場会社と共同して新設分割を 行う場合(上場会社が会社法784条<u>第</u>2項、第796条<u>第2項</u>若しくは第80 5条の規定の適用を受ける場合又は完 全子会社と会社分割を行う場合を除 く。)

前(e)に規定する書面

作成後直ちに

(削る)

(削る)

(削る)

e の 3 (略)

行う場合(上場会社が会社法784条<u>第</u>3項、第796条<u>第3項</u>若しくは第80 5条の規定の適用を受ける場合又は完 全子会社と会社分割を行う場合を除 く。)

前(f)に規定する書面

作成後直ちに

<u>e の 3</u> 第 2 条第 1 項第 1 号 h に掲げる事 項

非上場会社から事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合又は他の者への事業の全部若しくは一部の譲渡を行う場合本所が定めるところにより作成する「事業の譲受け(譲渡)概要書」

決議又は決定後遅滞なく この場合において、上場会社は、当該書 類を本所が公衆の縦覧に供することに同 意するものとする。

eの4第2条第1項第1号1に掲げる事項

本所が定めるところにより作成する「異動子会社に関する概要書」

子会社の異動後遅滞なく この場合において、上場会社は、当該書 類を本所が公衆の縦覧に供することに同 意するものとする。

e の 5第 2 条第 1 項第 1 号m に掲げる事項

非上場会社から事業上の固定資産の譲 受けを行う場合又は他の者への事業上の 固定資産の譲渡を行う場合

本所が定めるところにより作成する「事業上の固定資産の譲受け(譲渡)概要書」

決議又は決定後遅滞なく

<u>この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u>

e の 6 (略)

eの4 第2条第1項第1号tに掲げる事項 当該上場会社が発行者である株券等の公 開買付けにより当該株券等が上場廃止とな る見込みがある場合又は公開買付者が当該 上場会社の役員、当該上場会社の役員の依 頼に基づき公開買付けを行う者であって当 該上場会社の役員と利益を共通にする者、 当該上場会社の支配株主若しくは企業行動 規範に関する規則の取扱い3.の2に定め る者である場合は、当事会社以外の者で あって、企業価値又は株価の評価に係る専 門的知識及び経験を有するものが、買付け 等の価格に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

 $e \mathcal{O} 5$ (略) $f \sim k$ (略)

1 第10号に掲げる事項

次の(a)から<u>(e)</u>までに掲げる書類。 ただし、電子開示手続により有価証券届出 書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し 提出した場合には、<u>(b)</u>に掲げる書類の提 出を要しないものとする。

(a) (略)

(削る)

(b) (略)

<u>(c)</u> (略)

<u>(d)</u> (略)

(e) 発行登録に関する次の書類(削る)

<u>イ</u> (略)

口 (略)

<u>ハ</u> (略)

二 (略)

ホ (略)

m·n (略)

eの7 第2条第1項第1号tに掲げる事項 当該上場会社が発行者である株券等の 公開買付けにより当該株券等が上場廃止 となる見込みがある場合又は公開買付者 が当該上場会社の役員、当該上場会社の役 員の依頼に基づき公開買付けを行う者で あって当該上場会社の役員と利益を共通 にする者若しくは当該上場会社の支配株 主である場合は、当事会社以外の者であっ て、企業価値又は株価の評価に係る専門的 知識及び経験を有するものが、買付け等の 価格に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

<u>e の 8</u> (略)

 $f \sim k$ (略)

1 第10号に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。 ただし、電子開示手続により有価証券届出 書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対 し提出した場合には、(c)に掲げる書類の 提出を要しないものとする。

(a) (略)

(b) 有価証券届出効力発生通知書の写 し

交付後直ちに

(c) (略)

(d) (略)

(e) (略)

(f) 発行登録に関する次の書類

イ 発行登録効力発生通知書の写し

交付後直ちに

口 (略)

ハ (略)

二 (略)

ホ (略)

へ (略)

m·n (略)

- (4) (略)
- (5) 第13号に規定する事項には、次に掲 げる事項を含むものとする。

(削る)

(削る)

<u>a</u> (略)

<u>b</u> (略)

<u>c</u> (略)

<u>d</u> (略)

<u>e</u> (略)

<u>f</u> (略)

g (略)

<u>h</u> (略)

<u>i</u> (略)

<u>j</u> (略)

(6) • (7) (略)

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

- (4) (略)
- (5) 第13号に規定する事項には、次に掲 げる事項を含むものとする。
- a決算取締役会決議事項(本所所定の「決算取締役会決議通知書」に記載して提出すること。)
- <u>b</u> 臨時株主総会の招集

<u>c</u> (略)

<u>d</u> (略)

<u>e</u> (略)

<u>f</u> (略)

<u>g</u> (略)

<u>h</u> (略)

<u>i</u> (略)

<u>j</u> (略)

<u>k</u> (略)

1 (略)

(6) • (7) (略)

新

2. 第4条 (MSCB等の発行に係る遵守義務) 関係

- (1) (略)
- (2) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示規則」という。)第2条<u>第8項</u>に規定する本所が定める発行条件とは、上場会社が発行するCB等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権(以下この条において「新株予約権等」という。)の行使に際して払込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件をいう。
- $(3) \sim (8)$ (略)
- 6. 第19条(公表措置等)関係
 - (1) (略)
 - (2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。

 $a \sim c$ (略)

- d 第5条の2の規定
 - 3. の規定に基づき上場会社が独立役員 として届け出る者が、次の(a)から(d) までのいずれかに該当している場合にお けるその状況

 $(a) \sim (c) の2$ (略)

旧

2. 第4条 (MSCB等の発行に係る遵守義務) 関係

- (1) (略)
- (2) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示規則」という。)第2条<u>第7項</u>に規定する本所が定める発行条件とは、上場会社が発行するCB等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権(以下この条において「新株予約権等」という。)の行使に際して払込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件をいう。
- $(3) \sim (8)$ (略)
- 6. 第19条(公表措置等)関係
 - (1) (略)
 - (2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる国のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。

 $a \sim c$ (略)

d 第5条の2の規定

企業行動規範に関する規則の取扱い3の 規定に基づき上場会社が独立役員として届け出る者が、次の(a)から(d)までのいずれかに該当している場合におけるその 状況

 $(a) \sim (c) の2$ (略)

- (d) 次のイからへまでのいずれかに掲 げる者(重要でない者を除く。)の近親者 イ〜ホ (略)
- へ 最近においてロ、ハ又は当該会社の 業務執行者(社外監査役を独立役員と して指定する場合にあっては、業務執 行者でない取締役<u>を含む。</u>)に該当し ていた者

 $d \mathcal{O} 2 \sim i$ (略)

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施 行する。

- (d) 次のイからへまでのいずれかに掲 げる者(重要でない者を除く。)の近親者 イ〜ホ (略)
 - へ 最近においてロ、ハ又は当該会社の 業務執行者(社外監査役を独立役員とし て指定する場合にあっては、業務執行者 でない取締役)に該当していた者

 $d \mathcal{O} 2 \sim i$ (略)

新

1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係

- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 債務超過
 - a 第5号に規定する「債務超過の状態」と は、連結貸借対照表(比較情報(財務諸表 等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の 3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作 成方法に関する規則(平成19年内閣府令 第63号)第4条の3、四半期連結財務諸 表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (平成19年内閣府令第64号)第5条の 3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成 方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第 38号) 第3条の2及び中間連結財務諸表 の用語、様式及び作成方法に関する規則(平 成11年大蔵省令第24号)第4条の2に 規定する比較情報をいう。以下同じ。)を除 く。以下同じ。) に基づいて算定される純資 産の額(連結財務諸表規則の規定により作 成された連結貸借対照表の純資産の部の合 計額に、同規則第45条の2第1項に規定 する準備金等を加えて得た額から、当該純 資産の部に掲記される非支配株主持分を控 除して得た額をいう。以下同じ。) が負で ある場合をいい、上場会社が連結財務諸表 を作成すべき会社でない場合は、貸借対照 表(比較情報を除く。以下同じ。)に基づい て算出される純資産の額(財務諸表等規則 の規定により作成された貸借対照表の純資 産の部の合計額に、同規則第54条の3第 1項に規定する準備金等を加えて得た額を いう。以下同じ。)が負である場合をいう。 ただし、上場会社がIFRS任意適用会社 (上場有価証券の発行者の会社情報の適時 開示等に関する規則第2条第1項第4号に

旧

- 1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 債務超過
 - a 第5号に規定する「債務超過の状態」と は、連結貸借対照表(比較情報(財務諸表 等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の 3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作 成方法に関する規則(平成19年内閣府令 第63号) 第4条の3、四半期連結財務諸 表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (平成19年内閣府令第64号)第5条の 3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成 方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第 38号) 第3条の2及び中間連結財務諸表 の用語、様式及び作成方法に関する規則 (平成11年大蔵省令第24号) 第4条の 2に規定する比較情報をいう。以下同じ。) を除く。以下同じ。)に基づいて算定される 純資産の額(連結財務諸表規則の規定によ り作成された連結貸借対照表の純資産の 部の合計額に、同規則第45条の2第1項 に規定する準備金等を加えて得た額から、 当該純資産の部に掲記される新株予約権 <u>及び</u>非支配株主持分を控除して得た額を いう。以下同じ。)が負である場合をいい、 上場会社が連結財務諸表を作成すべき会 社でない場合は、貸借対照表(比較情報を 除く。以下同じ。)に基づいて算出される純 資産の額(財務諸表等規則の規定により作 成された貸借対照表の純資産の部の合計 額に、同規則第54条の3第1項に規定す る準備金等を加えて得た額から、当該純資 産の部に掲記される新株予約権を控除し て得た額をいう。以下同じ。) が負である 場合をいう。ただし、上場会社がIFRS

規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。)である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(本所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいうものとする。

b·c (略)

<u>d</u> 第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。

<u>(a)</u> 第5号本文に規定する債務超過の 状態となった事業年度の末日以前3か月 間の平均時価総額(本所の売買立会にお ける当該株券の日々の最終価格に、その 日の上場株式数(前(4) a に定める上 場株式数をいう。以下この(5)におい て同じ。)を乗じて得た額の平均(複数の 種類の株券を上場している場合は、当該 株券の種類ごとに算定した額を合算す る。) に、当該上場会社が発行するその他 のすべての株式 (国内の金融商品取引所 に上場されているもの又は外国金融商品 取引所等において上場若しくは継続的に 取引されているものに限る。)に係る時価 総額の平均(本所が定めるところにより 算定する。)を加えた額をいう。)が1, 000億円以上であって、上場有価証券 の発行者の会社情報の適時開示等に関す る規則第2条第4項及び第5項に定め る期限までに各項に定める開示を行っ 任意適用会社(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。)である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(本所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいうものとする。

b · c (略)

ているとき

- (b) 法律の規定に基づく再生手続若し くは更生手続、産業競争力強化法(平成 25年法律第98号。以下「産競法」と いう。)第2条第16項に規定する特定認 証紛争解決手続に基づく事業再生(当該 手続が実施された場合における産競法第 52条に規定する特例の適用を受ける特 定調停手続による場合も含む。)又は私的 整理に関するガイドライン研究会による 「私的整理に関するガイドライン」に基 づく整理を行うことにより、債務超過の 状態でなくなることを計画している場合 (本所が適当と認める場合に限る。)
- <u>e</u> 第5号ただし書に規定する「本所が定め る場合」とは、次の(a)又は(b)に定 める場合をいう。
 - (a) 猶予期間の最終日以前3か月の平均時価総額が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第4項及び第5項に定める期限までに各項に定める開示を行っているとき。
 - (b) 法律の規定に基づく再生手続若し くは更生手続、産競法第2条第16項に 規定する特定認証紛争解決手続に基づく 事業再生(当該手続が実施された場合に おける産競法第52条に規定する特例の 適用を受ける特定調停手続による場合も 含む。)又は私的整理に関するガイドラ イン研究会による「私的整理に関するガ イドライン」に基づく整理を行うことに より、債務超過の状態でなくなることを 計画している場合(本所が適当と認める 場合に限る。)
- fdの(b)又は前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの(b)については第

(新設)

d 第5号ただし書に規定する「本所が適当 と認める場合」に適合するかどうかの審査 は、猶予期間の最終日の属する連結会計年 5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画(dの(b)又は前eの(b)に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) (略)

(b) <u>dの(b)又は前eの(b)</u>に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号adに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(削る)

(削る)

(5)の2~(11) (略)(11)の2 特設注意市場銘柄等

度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) (略)

- (b) 第5号ただし書に定める「1か年 以内に債務超過の状態でなくなる」ため の経営計画の前提となった重要な事項 等が、上場有価証券の発行者の会社情報 の適時開示等に関する規則第2条第1 項第1号adに規定する公認会計士等 により検討されたものであることにつ いて当該公認会計士等が記載した書面
- e 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいうものとする。
- f 第5号ただし書に規定する「2か年以内」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2か年目の日(事業年度の末日の翌日から起算して2か年目の日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。
- (5) の $2 \sim (11)$ (略)
- (11)の2 特設注意市場銘柄等

第11号の2に規定する次のaからcまでに掲げる審査は、当該aからcまでに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a (略)

b 第11号の2bからdまでに規定する改 善の見込みがなくなったかどうかの審査

改善計画の進捗状況、改善計画に未了部分がある場合にはその原因・情状及び当該 未了部分に係る具体的かつ実効的な実行計画の有無及びその合理性

c (略)

- (12) 上場契約違反等
- <u>a</u> 第12号<u>a</u>に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。
 - (a) 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。
 - _ 上場有価証券の発行者の会社情報の 適時開示等に関する規則第3条の2第 2項に規定する書面又は同規則第14 条第3項に規定する改善報告書を提出 しない場合には、第12号aに該当す ることとなること。

口 (略)

ハ (略)

第11号の2に規定する次のaからcまでに掲げる審査は、当該aからcまでに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a (略)

b 第11号の2bからdまでに規定する 改善の見込みがなくなったかどうかの審 査

<u>合理的な期間内における改善に向けた</u> 具体的行動の状況

c (略)

(12) 上場契約違反等

第12号に規定する「上場契約について重 大な違反を行った場合」には、次に掲げる場 合を含むものとする。

- 直上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。)に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。
 - (a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項(同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。) に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。

(b) (略)

<u>(c)</u>(略)

(b) (略)

(c) 企業行動規範に関する規則第19 条第3項の規定に基づき上場会社に対し て警告措置を行うことが必要と認める場 合で、次の<u>イ</u>から<u>ハ</u>までのいずれかに該 当するとき。

イ (略)

口 (略)

ハ (略)

- (d) (a) から前(c) までのほか、 上場会社が上場契約について重大な違反 を行ったと本所が認める場合
- b 第12条aに規定する違反の重大性の審 査は、上場契約についての違反の内容、当 該違反が行われた経緯、原因及びその情状 その他の事情を総合的に勘案して行う。
- c第12号bに規定する「新規上場に係る基準」とは、次の(a) 又は(b) の市場区分に従い、次の(a) 又は(b) に掲げる基準をいう。
 - (a) 本則市場

株券上場審査基準第2条及び第4条

(b) アンビシャス

株券上場審査基準第5条及び第6条

- d 第12号bに規定する「本所が定める基準」とは、次の(a)又は(b)に掲げる上場会社が発行する上場株券が上場している市場区分(有価証券上場規程第11条の9の規定により上場市場の変更が行われる場合は、上場市場の変更後の市場区分)に従い、当該区分に掲げる基準をいう。
 - (a) 本則市場

株券上場審査基準第2条及び第4条

<u>(b)</u> アンビシャス

株券上場審査基準第5条及び第6条

e 第12号bに規定する新規上場に係る基準に適合していなかったと本所が認めた場合又は本所が定める基準に適合しないかど

b (略)

c 企業行動規範に関する規則第19条第3項の規定に基づき上場会社に対して警告措置を行うことが必要と認める場合で、次の(a)から(c)までのいずれかに該当するとき。

<u>(a)</u> (略)

<u>(b)</u> (略)

(c) (略)

d aから前cまでのほか、上場会社が上場 契約について重大な違反を行ったと本所 が認める場合

(新設)

(新設)

(新設)

うかの審査を本所が不要と認めた場合に該 当するかどうかの審査は、宣誓書において 宣誓した事項についての違反の内容、当該 違反が行われた経緯、原因及びその情状そ の他の事情を勘案して行う。

- f 上場会社が新規上場の申請に係る宣誓書 (有価証券上場規程第3条の2の規定により提出した宣誓書をいう。)において違反を 行った場合には、本所はb及び前eに係る 審査を併合して行う。
- $(13) \sim (17)$ (略)
- (18) 株式併合

第18号の3に該当する日は、上場会社から、株式併合に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。

(19) (略)

- 3. <u>第3条の2</u> (<u>上場廃止に係る審査の申請等</u>) 関係
 - (1) 上場会社が第2項の申請を行うことができる期限は、猶予期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目の日とする。
 - (2) 上場会社が第3項の申請を行うことができる期限は、第2条第1項第12号 b に規定する新規上場に係る基準に適合していなかったと本所が認めた日から1年を経過する日までとする。
- 3. の2 第3条の5 (特設注意市場銘柄の指定 及び指定解除)関係
 - (1) 第3条の5第1項の規定に基づく特設 注意市場の指定は、次のaからeに掲げる 場合において、当該aからeに定める事項 その他の事情を総合的に勘案して行う。
 - a 本所が第2条第1項第9号の2、第12
 号<u>a</u>、第19号又は第20号(第2条の2
 第1項第3号による場合を含む。)に該当す

(新設)

 $(13) \sim (17)$ (略)

(18) 第18号の3に該当する日は、上場 会社から、株式併合に関する株主総会決議に ついての書面による報告を受けた日とする。

(19) (略)

3. <u>第3条の3</u> (<u>不適当な合併等の審査に係る</u> <u>申請</u>) 関係

上場会社が第1項の申請を行うことができる期限は、猶予期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目の日とする。

- 3. の2 第3条の5 (特設注意市場銘柄の指定 及び指定解除) 関係
 - (1) 第3条の5第1項の規定に基づく特設 注意市場の指定は、次のaからeに掲げる場 合において、当該aからeに定める事項その 他の事情を総合的に勘案して行う。
 - a 本所が第2条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号(第2条の2第1項第3号による場合を含む。)に該当す

るおそれがあると認めた事象の内容、経緯、 原因及びその情状。

 $b \sim e$ (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

4. 第4条(上場廃止日の取扱い)関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、 次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定め るところによる。

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 第2条第1項第12号<u>a</u>(第2条の2 第1項第3号による場合を含む。)のうち、 株券上場審査基準第4条第2項第3号又は第 6条第2項第3号に規定する場合に該当する 上場株券

新株式の交付に係る基準日の前日(休業日を除外する。当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の2日前(休業日を除外する。)の日)。

 $(5) \sim (8)$ (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施 行する。
- 2 改正後の1.(5)の規定は、この改正規定施 行の日(以下「施行日」という。)以後の日を事 業年度の末日とするものから適用する。
- 3 改正後の1.(12)の規定は、施行日以後の 日に新規上場申請を行う者から適用する。

るおそれがあると認めた事象の内容、経 緯、原因及びその情状。

 $b \sim e$ (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

4. 第4条(上場廃止日の取扱い)関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に 定めるところによる。

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 第2条第1項第12号(第2条の2第 1項第3号による場合を含む。)のうち、株 券上場審査基準第4条第2項第3号又は 第6条第2項第3号に規定する場合に該 当する上場株券

新株式の交付に係る基準日の前日(休業日を除外する。当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の2日前(休業日を除外する。)の日)。

 $(5) \sim (8)$ (略)

新

(監理銘柄、整理銘柄への指定)

- 第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の 各号に定めるところによる。
 - (1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下 同じ)については、次のとおりとする。
 - a 監理銘柄への指定

上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h) の 2、(h) の 3、(j)、(j) の 3、(k)、(k) の 2、(m) の 7 又は (n) に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

- $(a) \sim (c) \mathcal{O} 2$
- (d) 上場会社が株券上場廃止基準第2 条第1項第5号(同基準第2条の2第1 項第3号の規定による場合を含む。)に 該当する<u>おそれがあると本所が認める</u> 場合
- (d) の2~(j) の3 (略)
- (k) 株券上場廃止基準第2条第1項第 12号<u>a</u>(同基準第2条の2第1項第3 号の規定による場合を含む。)に該当す るおそれがあると本所が認める場合(株 券上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該 当する場合を除く。)
- (k) の2 株券上場廃止基準の取扱い3. (2) に定める期限までに、同取扱い1. (12) cに定める基準に適合すること が確認できない場合であって、当該基準 に適合しないかどうかの審査を行って いるとき

(k) の3 (略)

旧

(監理銘柄、整理銘柄への指定)

- 第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の 各号に定めるところによる。
 - (1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。
 - a 監理銘柄への指定

上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(j)の3、(k)、(m)の7又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

- $(a) \sim (c) \mathcal{O} 2$
- (d) 上場会社が株券上場廃止基準第2 条第1項第5号(同基準第2条の2第1 項第3号の規定による場合を含む。)に 該当する状態にある旨の発表等を行っ た場合であって、同号に該当するかどう かを確認できないとき
- (d) の $2 \sim (j)$ の 3 (略)
- (k) 株券上場廃止基準第2条第1項第 12号(同基準第2条の2第1項第3号 の規定による場合を含む。)に該当する おそれがあると本所が認める場合(株券 上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当 する場合を除く。)

(新設)

<u>(k) の2</u> (略)

 $(1) \sim (n)$ (略)

b (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)

- 第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 株券については、次のとおりとする。
 - a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)·(b) (略)

(c) 前条第1号aの(c)の2、(e)の2、(h)及び(k)の2の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(4) c (同取扱い2.(2) cにおいて準用する 場合を含む。)又は同取扱い1.(4) d若 しくは2.(2) bに定める期間、株券上 場廃止基準第2条第1項第7号後段に 定める期間、同基準の取扱い1.(9) f に定める猶予期間の最終日又は3.(2) に定める期限の翌日

- (d) (略)
- (e) 前条第1号aの(b)の2、(c)、(d)、(d)の2、(f)、(h)の2、(h)の3、(j)から(k)、(k)の3及び(m)の2から(n)の場合

本所が必要と認めた日

b (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

 $(1) \sim (n)$ (略)

b (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)

- 第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整 理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるとこ ろによる。
 - (1) 株券については、次のとおりとする。
 - a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)·(b) (略)

(c) 前条第1号aの(c)の2、(e)の2及び(h)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(4) c (同取扱い2.(2) cにおいて準用する 場合を含む。)又は同取扱い1.(4) d若 しくは2.(2) bに定める期間、株券上 場廃止基準第2条第1項第7号後段に 定める期間<u>又は</u>同基準の取扱い1.(9) fに定める猶予期間の最終日の翌日

- (d) (略)
- (e) 前条第1号aの(b)の2、(c)、(d)、(d)の2、(f)、(h)の2、(h)の3、(j)から(k)の2まで及び(m)の2から(n)の場合

本所が必要と認めた日

b (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

 2 (略)
 2 (略)

 付 則
 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

 2 改正後の第3条第1項第1号a(k)の2及び第4条第1項第1号a(c)の規定は、この改正規定施行の日以後の日に新規上場申請を行う者から適用する。

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に 関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

1. 第2条(株券上場廃止基準の特例)関係 株券上場廃止基準の取扱い1.(5)の規定は、 第2条の適用を受ける上場会社が発行する株 券について準用する。この場合において、同取 扱い1.(5)<u>dからf</u>の規定の適用については、 次のとおりとする。

新

d 第2条において読み替えて適用する株 券上場廃止基準第2条第1項第5号本文 に規定する「本所が定める場合」とは、次 の(a)又は(b)に定める場合をいう。 (a) 第2条において読み替えて適用す る株券上場廃止基準第2条第1項第5 号本文に規定する債務超過の状態と なった事業年度の末日以前3か月間の 平均時価総額(本所の売買立会における 当該株券の日々の最終価格に、その日の 上場株式数(株券上場廃止基準の取扱い 1. (4) a に定める上場株式数をいう。以 下この1. において同じ。)を乗じて得た額の平 均(複数の種類の株券を上場している場合 は、当該株券の種類ごとに算定した額を 合算する。) に当該上場会社が発行するそ の他のすべての株式 (国内の金融商品取引 所に上場されているもの又は外国金融 商品取引所等において上場若しくは継 続的に取引されているものに限る。) に係 る時価総額の平均(本所が定めるところによ り算定する。) を加えた額をいう)が1,0 00億円以上である場合であって、上場 有価証券の発行者の会社情報の適時開 示等に関する規則第2条第4項及び第 5項に定める期限までに各項に定める 開示を行っているとき。

(b) 次のイからニまでのいずれかに掲

旧

1. 第2条(株券上場廃止基準の特例)関係 株券上場廃止基準の取扱い1.(5)の規定は、 第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券 について準用する。この場合において、同取扱 い1.(5)<u>d</u>の規定の適用については、次のと おりとする。

げる事項を行うことにより、債務超過の 状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。) イ 法律の規定に基づく再生手続又は

更生手続

- 口 産競法第2条第16項に規定する 特定認証紛争解決手続に基づく事業 再生(当該手続が実施された場合にお ける産競法第52条に規定する特例 の適用を受ける特定調停手続による 場合も含む。)
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」ライン」に基づく整理
- 二 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生
- e 第2条において読み替えて適用する株 券上場廃止基準第2条第1項第5号ただ し書に規定する本所が定める場合とは、次 の(a)又は(b)に定める場合をいう。
 - (a) 猶予期間の最終日以前3か月間の 平均時価総額が1,000億円以上であ る場合であって、上場有価証券の発行者 の会社情報の適時開示等に関する規則 第2条第4項及び第5項に定める期限 までに各項に定める開示を行っている とき。
 - (b) 次のイから二までのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の 状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。) イ 法律の規定に基づく再生手続又は 更生手続
 - □ 産競法第2条第16項に規定する 特定認証紛争解決手続に基づく事業 再生(当該手続が実施された場合にお ける産競法第52条に規定する特例 の適用を受ける特定調停手続による

場合も含む。)

- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- <u></u>
 地域経済活性化支援機構による再生
 生支援決定に基づく事業の再生
- <u>f</u> 第2条において読み替えて適用する株 券上場廃止基準第2条第1項第5号<u>本文</u> 又はdの(b)若しくは前eの(b)に規 定する「本所が適当と認める場合」に適合 するかどうかの審査は、次の(a)及び(b) に定めるところによる。
 - (a) 次の(b)の規定は、第2条にお いて読み替えて適用する株券上場廃止 基準第2条第1項第5号本文に規定す る「本所が適当と認める場合」に適合す るかどうかの審査の場合に準用する。こ の場合において、「dの(b)又は前eの (b)」とあるのは「第2条において読み 替えて適用する株券上場廃止基準第2 条第1項第5号本文」と、「dの(b)に おいては第2条において読み替えて適 用する株券上場廃止基準第2条第1項 第5号本文に規定する債務超過の状態 となった事業年度の末日から起算して 3か月以内、前eの(b)については猶 予期間の最終日から起算して3か月以 内に」とあるのは「猶予期間の最終日か ら起算して3か月以内に」と、「買取決定 等があったことを証する書面」とあるの は「再生支援決定があったことを証する 書面」と読み替えるものとし、イの(イ) から(ハ)までの規定は適用しない。
 - (b) <u>dの(b) 又は前eの(b)</u> に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、<u>dの(b) については第2条において読み替えて適</u>用する株券上場廃止基準第2条第1項

- d 第2条において読み替えて適用する株券 上場廃止基準第2条第1項第5号に規定す る「本所が適当と認める場合」に適合する かどうかの審査は、次の(a)及び(b) に定めるところによる。
 - (a) 次の(b)の規定は、第2条にお いて読み替えて適用する株券上場廃止基 準第2条第1項第5号本文に規定する 「本所が適当と認める場合」に適合する かどうかの審査の場合に準用する。この 場合において、「第5号ただし書」とある のは「第5号本文」と、「1年以内(dに 掲げる事項を行う場合にあっては、当該 期間が地域経済活性化支援機構による再 生支援決定を公表した日から5年以内に 開始する事業年度の末日以前に限る。)」 とあるのは「1年以内(当該期間が地域 経済活性化支援機構による再生支援決定 の日から5年以内に開始する事業年度の 末日以前に終了するときに限る。)」と、 「買取決定等があったことを証する書 面」とあるのは「再生支援決定があった ことを証する書面」と読み替えるものと
 - (b) 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号 ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度

し、イの(イ)から(ハ)までの規定は

適用しない。

第5号本文に規定する債務超過の状態 となった事業年度の末日から起算して 3か月以内、前号eの(b)については 猶予期間の最終日から起算して3か月 以内に、再建計画(dの(b)又は前e の(b)に規定する債務超過の状態でな くなるための経営計画を含む。)を公表 している上場会社を対象とし、上場会社 が提出する当該再建計画並びに次のイ 及び口に定める書類に基づき行うもの とする。

イ (略)

ロ <u>dの(b) 又は前eの(b) に規定</u> <u>する</u>債務超過の状態でなくなるため の経営計画の前提となった重要な事 項等が、上場有価証券の発行者の会社 情報の適時開示等に関する規則第2 条第1項第1号adに規定する公認 会計士等により検討されたものであ ることについて当該公認会計士等が 記載した書面

2. 第3条(監理銘柄及び整理銘柄の特例)関係 (1) 本所は、被支援会社である上場会社の 発行する株券が次のaからcまでのいずれ

(上場会社が連結財務諸表を作成すべき 会社でない場合には事業年度)に係る決 算の内容を上場有価証券の発行者の会社 情報の適時開示等に関する規則第2条第 1項第3号の定めるところにより開示す るまでの間において、再建計画(第2条 において読み替えて適用する株券上場廃 止基準第2条第1項第5号ただし書に規 定する「1年以内(dに掲げる事項を行 う場合にあっては、当該期間が地域経済 活性化支援機構による再生支援決定を公 表した日から5年以内に開始する事業年 度の末日以前に終了するときに限る。)に 債務超過の状態でなくなる」ための経営 計画を含む。)を公表している上場会社を 対象とし、上場会社が提出する当該再建 計画並びに次のイ及びロに定める書類に 基づき行うものとする。

イ (略)

四 第2条において読み替えて適用する 株券上場廃止基準第2条第1項第5号 ただし書に規定する「1年以内(dに 掲げる事項を行う場合にあっては、当 該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年 以内に開始する事業年度の末日以前に 終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に 関する規則第2条第1項第1号adに 規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

2. 第3条(監理銘柄及び整理銘柄の特例)関係 (1) 本所は、被支援会社である上場会社の 発行する株券が次のaからcまでのいずれか かに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、aに該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、b又はcに該当する場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

- a 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a(h)の2、(h)の3、(j)、(j)の3、(k)、(k)の2、(m)の7
 又は(n)のいずれかに該当するとき
- b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 3条第1号a(a)から(h)、(i)、(j) <u>の2</u>及び(k)<u>の3</u>から(m)<u>の6</u>のいず れかに該当するとき((d)にあっては、「株 券上場廃止基準第2条第1項第5号(同基 準第2条の2第1項第3号の規定による 場合も含む。)」とあるのは、「株式会社地域 経済活性化支援機構が再生支援をする会 社が発行する株券に関する株券上場廃止 基準の特例第2条において読み替えて適 用する株券上場廃止基準第2条第1項第 5号(同基準第2条の2第1項第3号の規 定による場合も含む。)」と読み替える。)
- c 被支援会社である上場会社(当該上場会 社の債務に係る買取決定等が行われてい るものを除く。)が第2条において読み替 えて適用する株券上場廃止基準第2条第 1項第5号(かつこ書を除く。)に該当する 状態にある旨の発表等を行った場合で あって、当該上場会社が債務超過の状態で なくなることを計画しているとき(第2条 において読み替えて適用する株券上場廃 止基準第2条第1項第5号に規定する「本 所が適当と認める場合」に限る。この場合 における「本所が適当と認める場合」に適 合するかどうかの審査は、1. において読 み替えて適用する株券上場廃止基準の取 扱い1. (5) fの(a)の規定に基づき行 うものとする。)で、かつ、地域経済活性化

に該当する場合には、当該株券を監理銘柄に 指定することができる。この場合において、 a に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指 定し、b 又は c に該当する場合は監理銘柄(確 認中)に指定する。

- a 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a(h)の2、(j)、(k)、(m)の5又は(n)のいずれかに該当するとき
- b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a(a)から(h)、(i)及び(k) の2から(m)の4のいずれかに該当するとき((d)にあっては、「株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合も含む。)」とあるのは、「株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する株券上場廃止基準の特例第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合も含む。)」と読み替える。)
- c 被支援会社である上場会社(当該上場会 社の債務に係る買取決定等が行われている ものを除く。)が第2条において読み替えて 適用する株券上場廃止基準第2条第1項第 5号本文(かっこ書を除く。)に該当する状 態にある旨の発表等を行った場合であっ て、当該上場会社が1年以内に債務超過の 状態でなくなることを計画しているとき (第2条において読み替えて適用する株券 上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規 定する「本所が適当と認める場合」に限る。 この場合における「本所が適当と認める場 合」に適合するかどうかの審査は、1.に おいて読み替えて適用する株券上場廃止基 準の取扱い1.(5)<u>dの(a)</u>の規定に基 づき行うものとする。)で、かつ、地域経済

支援機構により当該上場会社の債務に係 る買取決定等が行われるかどうかを確認 できないとき。

(2) (3) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施 行する。
- 2 改正後の1.の規定は、この改正規定施行の 日以後の日を事業年度の末日とするものから 適用する。

活性化支援機構により当該上場会社の債務 に係る買取決定等が行われるかどうかを確 認できないとき。

(2) • (3) (略)

2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新

1. 第1条第2項(上場審査料等の取扱い)関係

- (1)有価証券上場規程に関する取扱い要領 11.(1)b及び同取扱い要領11.の2の 規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査 料については、新規上場申請者が当該上場申 請より前に上場申請又は予備申請を行った ことがあり、かつ、直近の上場申請日(予備 申請を行った場合にあっては、有価証券上場 予備申請書に記載した上場申請を行おうと する日)の属する事業年度の初日から起算し て3年以内に上場申請又は予備申請を行う 場合であって、当該上場申請又は予備申請よ り前の上場申請又は予備申請により上場に 至らなかった理由が2020年新型コロナ ウイルス感染症の影響に起因するものであ ると本所が認めたときは、その支払いを要し ないものとする。
- (2) 有価証券上場規程に関する取扱い要領 17.(1)の規定にかかわらず、上場市場の変更申請を行う者が当該上場市場の変更申請より前に上場市場の変更申請(以下「変更申請」という。)を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に変更申請を行う場合であって、当該変更申請より前の変更申請により上場市場の変更に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

旧

1. 第1条第2項(上場審査料等の取扱い)関係

有価証券上場規程に関する取扱い要領11. (1) b及び同取扱い要領11.の2の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日(予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日)の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請又は予備申請を行う場合であって、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により上場に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行し、この改正規定施行の日以後の日に上場市場の変更審査料等を支払うものから適用する。